

## 住宅環境改善支援事業補助金交付要綱

制定	令和元年6月14日	平31基地対策第18号
改正	令和2年3月16日	平31基地対策第58号
改正	令和2年10月30日	令2基地対策第54号
改正	令和4年3月29日	令3基地対策第66号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、再編関連特別地域整備事業交付要綱（平成27年4月10日付け防衛省訓令第21号）に基づき、住宅環境改善支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、米軍岩国基地への空母艦載機の移駐による影響が懸念される地域において、住宅の新築又は改修工事を行う住民に対して助成を行うことにより、住宅の環境を改善し、定住の促進を図ることを目的とする。

### (補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下、「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 岩国市、周防大島町及び和木町において、知事が別に定める補助対象区域に所在する住宅であること。
  - (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自ら居住する住宅であること。
  - (3) 申請者又は申請者の配偶者若しくは2親等以内の同居親族が所有する住宅であること。ただし、マンション等の集合住宅については自己の占有部分、店舗等との併用住宅については現に自己の居住の用に供している部分とする。
- 2 岩国市、周防大島町及び和木町が実施する空き家バンク制度を利用して、申請者又は申請者の配偶者若しくは2親等以内の同居親族が貸付けを受けている住宅を補助対象住宅にしようとするときは、前項第3号本文の規定は適用しない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象住宅としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が補助対象住宅に居住している場合
  - (2) その他知事が補助対象住宅とすることを不相当と認める場合

### (申請者)

第4条 申請者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 補助対象住宅が所在する市又は町（以下「所在市町」という。）の住民基本台帳に記録されている者。ただし、補助対象住宅が新築で、所在市町外から転入する場合は、補助金の交付を受けようとする年度の末日までに所在市町の住民基本台帳に登録を予定している者。
- (2) 県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がない者

#### (補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、住宅の新築又は改修を目的とし、住宅の環境改善に資するものとして、住宅に居住する者の人数に応じて、別表第1に定める工事とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 県内の市町に、本店、支店又は営業所を有する施工業者（以下「施工業者」という。）を利用して施行する工事であること。
- (2) 所在市町で実施している他の助成等（助成金、補助金などの金銭給付の一切をいう。）を受けていない又は受ける予定のない工事であること。

#### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費（消費税を含む。）の金額又は別表第2に定める金額のいずれか低い額とし、30万円を限度とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、同一住宅及び同一人に対し、1回限りとするが、交付を受けた補助金の額が30万円に満たない場合であって、かつ、別表第1に定める補助対象工事箇所数の上限に満たない場合は、この限りでない。

#### (交付申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

#### (補助対象工事の着手)

第8条 申請者は、規則第5条の規定による交付の決定の通知を受けた後でなければ、補助対象工事に着手してはならない。

#### (事業内容の変更等の申請)

第9条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

#### (実績報告)

第10条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、補助対象工事が完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

#### (交付請求)

第11条 規則第12条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた申請者は、住宅環境改善支援事業補助金支払請求書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

#### (補助金の交付)

第12条 知事は、前条の補助金支払請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

#### (交付決定の取消し)

第13条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱又はこの要綱の規定に基づく処分に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたと認められるとき。
- (5) その他知事が適当でないとき。

#### (財産処分の制限)

第14条 申請者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、住宅環境改善支援事業補助金財産処分承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。

- (1) 申請者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合
- (2) 当該財産の耐用年数(防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）第9条で定める耐用年数をいう。)の期間(知事が別に期間を定めたときは、その期間)を経過した場合
- (3) その他知事がその必要がないと認める場合

#### (調査)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助対象工事について、申請者に対し実地に調査をすることができる。

#### (その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和元年6月14日）

- 1 この要綱は、令和元年6月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付を決定された補助金については、第11条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和2年3月16日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日）

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象工事	補助対象工事箇所・台数（上限）			
	居住人数1人の住宅	居住人数2人の住宅	居住人数3人の住宅	居住人数4人以上の住宅
	1室まで	2室まで	3室まで	4室まで
サッシ設置	2箇所まで	4箇所まで	6箇所まで	8箇所まで
エアコン設置	1台まで	2台まで	2台まで	2台まで

注1) サッシ設置は、新築住宅に対する断熱能力を有するサッシの設置のほか、既存の断熱能力を有しないサッシを、断熱能力を有するサッシへと交換する場合（既存の断熱能力を有しないサッシに、断熱能力を有するサッシを重ねて設置する場合を含む。）を対象とする。

注2) 既存のサッシが断熱能力を有している場合は、原則として設置後10年以上が経過し、機能が低下している場合において対象とする。

注3) エアコン設置は、新規設置のほか、既存エアコンの交換設置の場合は、原則としてエアコン設置後6年以上が経過し、機能が低下している場合において対象とする。

注4) サッシ及びエアコンのいずれも設置工事を伴わない場合は対象外とする。

注5) 断熱能力を有するサッシとは、JIS規格における複層ガラスを使用したサッシ(同等以上の性能を有するサッシを含む。)とする。

注6) 第3条第2項の規定が適用される場合は、サッシ設置は対象外とする。

別表第2（第6条関係）

(1) サッシ設置（交換：既存住宅のサッシ交換の場合）

補助対象工事	規格	1箇所あたり補助金額（上限）
サッシ設置 （交換）	サッシ面積0.9㎡未満	27,000円/箇所
	サッシ面積0.9㎡以上1.6㎡未満	44,000円/箇所
	サッシ面積1.6㎡以上3.0㎡未満	64,000円/箇所
	サッシ面積3.0㎡以上	99,000円/箇所

(2) サッシ設置（新設：住宅新築の場合）

補助対象工事	規格	1箇所あたり補助金額（上限）
サッシ設置 （新設）	サッシ面積0.9㎡未満	10,000円/箇所
	サッシ面積0.9㎡以上1.6㎡未満	20,000円/箇所
	サッシ面積1.6㎡以上3.0㎡未満	30,000円/箇所
	サッシ面積3.0㎡以上	50,000円/箇所

(3) エアコン設置（新設及び交換）

補助対象工事	居室の広さ	規格	1台あたり補助金額（上限）
エアコン設置	6畳以下	冷房能力2.2kw	41,000円/台
	8畳以下	冷房能力2.5kw	50,000円/台
	10畳以下	冷房能力2.8kw	55,000円/台
	10畳を超える	冷房能力3.6kw以上	63,000円/台

注) エアコン設置は、設置する居室の広さに応じたエアコンの規格を限度とし、規格に応じた補助金額を限度とする。